



品川区ツイッター
 アカウント
 shinagawacity



スマートフォン用

※機種によっては正しく表示されない場合があります。

人権尊重都市品川宣言 制定25周年を迎えます

1993(平成5)年4月28日、品川区は都内で唯一の「人権尊重都市品川」を宣言しました。そして、平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現をめざし、様々な機会を通してこの宣言の普及を図りながら、人権尊重に関する啓発に取り組んできました。

しかしながら、司法書士らによる戸籍謄本などの不正取得や、差別落書きの発見、差別はがきの送付など、いまだに人権に関わる事件が起きています。

「人権尊重都市品川宣言」制定25周年という節目を迎え、差別のない平和で心ゆたかな地域社会をめざし、区では様々な啓発事業を行います。

さて、5月3日の憲法記念日を中心とする5月1日～7日は、憲法週間です。憲法記念日は、1947(昭和22)年5月3日の「日本国憲法」施行を記念して定められました。

憲法第11条では、「基本的人権の尊重」をうたっています。

誰もが自分らしくいきいきと安心して暮らしていくためには、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、相手の気持ちを考え、思いやりの心を持って行動し、自分の権利のみでなく他人の権利も認め合うことが大切です。

区では、5月15日に「憲法週間記念講演と映画のつどい」を開催します。

これを機会に、あらためて人権の大切さについて、考えてみませんか。

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である

いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに

日本国憲法と世界人権宣言は

この人類普遍の原理をあらわし

人権の尊重が

国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は

いまだに差別意識と偏見が

人々の暮らしの中に深く根づき

部落差別をはじめ

障害者、女性、先住民族、外国人への差別など

どれほど多くの人間が苦しんでいることが

人間が作りあげた差別は

人間の理性と良心によって

必ずや解消できることを

我々は確信する

平和で心ゆたかな

人間尊重の社会の実現をめざす品川区は

「人権尊重都市品川」を宣言し

差別の実態の解消に努め

人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う

制定一九九三年(平成五年)四月二十八日

人権尊重都市品川宣言25周年記念

憲法週間記念 講演と映画のつどい

5月15日(火) きゅりあん大ホール (大井町駅前)
 午後1時開演 (午後0時30分開場)

定員 1,100人(抽選) **託児** 1歳6カ月～就学前のお子さん

申込方法 4月16日(月) (必着) までに、往復はがき(1枚2人まで)で、参加人数、代表者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号、参加者の氏名(ふりがな)、託児希望の方はお子さんの氏名・月年齢を品川区人権啓発課(☎140-0013南大井3-7-10)へ ※抽選結果は4月末発送予定。

62円	140-0013	品川区南大井3-7-10	記入不要です
		品川区人権啓発課宛	
			往信(表) 返信(裏)

62円	000-0000	氏名様	代表者の住所
			つどい申し込み
			●参加人数 ●代表者郵便番号 ●代表者住所 ●代表者電話番号 ●代表者氏名・ふりがな ●参加者氏名・ふりがな ●託児希望の方はお子さんの氏名・月年齢 ●手話希望の方、車いすの方はその旨をご記入ください
			返信(表) 往信(裏)

講演 可能性への挑戦

講師/舞の海秀平 (NHK大相撲解説者)

"平成の牛若丸"の愛称で親しまれた舞の海さん。外国人力士との関わりや大型力士と戦い続けた現役時代のエピソードなど、挑戦し続けることの大切さについてお話しいただきます。 ※手話通訳・字幕付き。



映画

家族はつらいよ

出演/橋爪功、吉行和子、西村雅彦 ほか ※字幕付き。

ここは、東京の郊外で暮らす三世同居の平田一家。モーレツサラリーマンだった時期を終えて今は隠居生活を送っている周造。ある日、寝室に飾られたバラの花瓶を見て尋ねると、今日は私の誕生日なのだと言ふ富子は言う。すっかり忘れていた周造だったが、欲しいものを聞いてみる。富子が持ち出してきたのは…。まさかの「離婚届」。あ然と凍りつく周造。こうして、平田家の"離婚騒動"は幕を開けた…。



©2016「家族はつらいよ」製作委員会

考えよう 人権のこと

今年、「人権尊重都市品川宣言」制定25周年、「世界人権宣言」制定70周年の節目の年です。

区は、これまでもこの品川宣言を様々な施策の中に生かしながら人権啓発や人権教育を推進してきました。しかし残念なことに、子どもや高齢者への虐待、配偶者などからの暴力、障害がある人や外国人に対する偏見や同和地区出身の人に対する差別など、私たちの身のまわりには様々な人権問題があります。

最近では、インターネットによる差別書き込みや差別落書きの発見、差別はがきの送付など、人権問題はより複雑化し多様化しています。

「人権尊重都市品川宣言」に込められた思いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識することや、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを認識していきましょう。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。

部落差別、許さない！

わが国の歴史の中で形づくられた身分階層構造に由来する差別、いわゆる部落差別によって、長い間経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられて基本的人権を侵されてきた人々がいます。これらの人々は、今なお、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、そのほか日常生活の上で差別を受けることがあります。これが「同和問題」と言われるもので、「部落問題」「部落差別」などとも言われ、深刻な

人権問題であるとともに重大な社会問題です。2016（平成28）年の12月には「部落差別解消推進法」が施行されました。差別をなくしていくための取り組みが、求められています。安心して暮らせる差別のない社会をめざすには、同和問題を正しく理解し、差別を「しない」「させない」「許さない」という視点に立って、私たち一人ひとりが問題の解決に努力することが必要です。

戸籍・住民票の不正取得、許さない！

国家資格を持つ弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士の8士業には、依頼者に代わり「職務上請求用紙」を使って戸籍証明などを請求する場合、委任状は不要であるなどの特例が認められています。この職務上の権限を悪用して戸籍証明や住民票を大量に不正取得し、売買する事件が起きています。こうして不正に取得した個人情報や、一部の悪質な探偵業者などを通じて身元調査に利用されることは差別やプライバシー侵害につながる行為であり、断じて許されるものではありません。このような身元調査は、差別意識を持って調査を依頼しようとする人に一番問題があると言えますが、私たちもそのような調査には協力しないと、態度や行動で表していくことが大切です。

個人情報保護のため審査を厳格に行います
戸籍証明などの発行に際しては、交付請求者の本人確認を行うとともにその請求理由を審

査し、個人情報の保護に努めています。区では、戸籍証明などの大量不正取得事件を踏まえ、不正が疑われる交付請求については警告を発するシステムを導入するなど、審査体制を厳格化し、不正取得を行った士業者には区からも申し入れを行います。

偽造有印私文書行使罪（刑法第159条、161条）
「3月以上5年以下の懲役」
不正手段により戸籍謄本などの交付を受けた者に対する罰則（戸籍法第133条）
「30万円以下の罰金」

【不正請求事件に対する基本方針について】
区では、職務上請求書を悪用した不正請求に対し、厳格な対応を行うため基本方針を定めています。不正請求の事実が確定した場合、被害者の方へ不正請求の事実を告知し、さらに、所属団体へ法令遵守および再発防止策の強化を要請します。

問い合わせ／戸籍住民課証明交付係
(☎5742-6659 Fax5709-7625)

ヘイトスピーチ、許さない！

昨今、都内などで行われたデモにおいて、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることが、マスコミなどによって「ヘイトスピーチ」であるとして取り上げられ、社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。このような情勢の中、国会で「本邦外出身

者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が成立し、2016（平成28）年6月に施行されました。外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、私たちは文化などの多様性を認め、外国人の生活習慣などを理解・尊重するとともに、お互いの人権に配慮した行動をとるようにしましょう。

毎年秋に開催する「人権啓発・社会同和教育講座」は、同和問題を軸に様々な人権について学ぶ機会としています。昨年の講座Ⅰでは、「名曲で考える人権」をテーマに、昼コースは「竹田の子守唄～名曲に隠された真実」など3講座、夜コースは「和太鼓の響き 北米へ渡る」など3講座を開催しました。また、講座Ⅱでは、東京都中央卸売市場食肉市場で「食肉市場の歴史と人権」を学び、と場の見学と職員との懇談を行いました。そこに参加された方の感想として「作業する職員の方々の手際よさ・技術を実際に間近で見て、ビックリしました。

人権啓発・社会同和教育講座
人権尊重の社会を築くために

また、全体がシステムティックであることも驚きでした」「家畜の命を頂いて生かされていること、食べやすいようにと場の作業の方々に働いていただいていることを真剣に感謝したい」などの声が寄せられました。人権が尊重される社会をめざして、今年も9月から11月にかけて「人権啓発・社会同和教育講座」を開催する予定です。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

問い合わせ／文化観光課生涯学習係
(☎5742-6837 Fax5742-6893)

DVD・ビデオ・パネルを貸し出ししています



人権啓発課では、人権問題を正しく理解していただくため、同和問題をはじめ、セクハラなどの様々な人権啓発DVD・ビデオや人権啓発パネルを貸し出ししています。勉強会や研修会でご活用ください。※詳しくは区ホームページをご覧ください。

問い合わせ／品川区人権啓発課（☎3763-5391 Fax3768-5092）